

災害時におけるキャンピングカー等のレンタルに関する
協定書

令和4年2月3日

鈴鹿市

株式会社ダイレクトカーズ

災害時におけるキャンピングカー等のレンタルに関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と株式会社ダイレクトカーズ（以下「ダイレクトカーズ」という。）とは、災害時におけるキャンピングカー等（以下「車両」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鈴鹿市内において、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市がダイレクトカーズに対して車両のレンタルを要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 市はダイレクトカーズに対し、次の各号に定める事項について協力を要請することができる。この場合において、ダイレクトカーズは市の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）避難所等における移動居室等の用に供するための車両のレンタル
- （2）救護、救援等に係る輸送の用に供するための車両のレンタル
- （3）その他、市及びダイレクトカーズが協議し合意した事項

（要請手続及び引き渡し）

第3条 市がダイレクトカーズに車両のレンタルを要請するときは、車両提供要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファックスにより車両のレンタルを要請し、後日速やかに車両提供要請書（第1号様式）を提出するものとする。

なお、ダイレクトカーズは、市から要請があった場合、対応が可能な範囲で要請に応じるものとするが、被災したこと等により協力ができない場合は、その旨を市に通知するものとする。

- 2 ダイレクトカーズは、市から車両のレンタル要請があったときは、できる限り速やかに必要な台数を整え、十分な保険を付した上で提供するものとする。
- 3 車両の引渡しは、原則として市が指定する場所へ車両を納品するものとする。ただし、ダイレクトカーズが自ら市の指定する場所で引き渡しができない場合は、市又は市の指定する者が引渡しを受けるものとする。
- 4 市がダイレクトカーズに対して車両を要請する場合は、当該輸送に使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。
- 5 市はダイレクトカーズから車両を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証をダイレクトカーズに提示するものとする。ただし、緊急を要

するときは口頭、電話、ファックス等によりダイレクトカーズに報告し、後日速やかに運転免許証を提示するものとする。

(実績報告)

第4条 ダイレクトカーズは、第3条の規定により車両のレンタルを実施したときは、車両提供（報告・実績報告）書（第2号様式）により、市に報告するものとする。また、車両のレンタルが終了した時は車両提供（報告・実績報告）書（第2号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話、ファックス等により市に報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づきダイレクトカーズが受諾した業務に要した費用については、市が負担するものとする。

2 前項に規定する市が負担すべき車両レンタルの価格等は、ダイレクトカーズが提出する実績報告書に基づき、その他市が指定する書類等に基づき、市及びダイレクトカーズ協議の上、大規模災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(損害賠償等)

第6条 業務の実施に伴い、市及びダイレクトカーズの責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は車両レンタル等に損害が生じた場合、市及びダイレクトカーズは、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により市及びダイレクトカーズに報告し、その措置については、市及びダイレクトカーズが協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 市及びダイレクトカーズの連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方へ報告するものとする。

(情報の共有等)

第8条 市及びダイレクトカーズは、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、市及びダイレクトカーズが協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに市又はダイレクトカーズから何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

(書類の保存)

第11条 ダイレクトカーズは、本協定に基づき車両のレンタルを行った場合は、当該レンタルに係る書類の全てについて、レンタルを行った年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとし、市からの要請があればその書類を提示するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 市及びダイレクトカーズは、本協定に基づき車両のレンタルを行う場合に取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、鈴鹿市個人情報保護条例（平成15年鈴鹿市条例第36号）、その他関係法令等に基づき適切に管理するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及びダイレクトカーズがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月3日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

三重県津市河芸町上野876-1

株式会社ダイレクトカーズ

代表取締役

第1号様式

年 月 日

株式会社ダイレクトカーズ

代表取締役

様

鈴鹿市長

車両提供要請書

「災害時におけるキャンピングカー等のレンタルに関する協定書」 第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の種類及び提供を必要とする状況

2 提供を必要とする車両の内容

依頼 番号	要請期間	要請の内容	必要とする車両詳細	備考

問い合わせ先

〇〇課（災害対策本部 〇〇班）

電話

FAX

担当

第2号様式

年 月 日

(宛先)

株式会社ダイレクトカーズ
代表取締役 様

車両提供（報告・実績報告）書

「災害時におけるキャンピングカー等のレンタルに関する協定書」第4条の規定により、下記のとおり（報告・実績報告）します。

記

提供車両の内容

依頼 番号	提供期間	提供車両の内容（ナンバー，車種，台数等）	引渡し日時・場所，引取人	備考
				<input type="checkbox"/> レンタルに係る報告 <input type="checkbox"/> 返却における実績報告

問い合わせ先

〇〇課（災害対策本部 〇〇班）

電話

FAX

担当